

事務事業評価シート

評価実施年度：平成30年度

上位の施策名称 施策Ⅱ-1-8
食の安全の確保

1. 事務事業の目的・概要

事務事業担当課長

農産園芸課長 鳥屋尾健史

電話番号

0852-22-5123

事務事業の名称	米トレーサビリティ制度推進事業	
目的	(1) 対象	県内米穀類生産・販売・輸入・加工・製造・提供事業者、消費者
	(2) 意図	米トレーサビリティ法に基づき、米・米加工品の問題発生時に流通ルートをややくに特定するため、業者間取引等の記録作成・保存を行うとともに、米の産地表示を取引先・消費者に伝達する。
事業概要	平成23年度米トレーサビリティ法が全面施行され、その対象となる食品事業者も格段に増えている。今後さらに制度の啓発、相談及び事業者への調査・指導業務を充実させ、食品表示の適正化を図る。 平成28年度から、それまで国で実施していた農産物検査法の権限移譲があり、地域登録検査機関の農産物検査法に係る事務及び監視を県が実施することとなった。	

2. 成果参考指標

成果参考指標名等		年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	単位						
1	指標名	米トレーサビリティ法巡回調査実績のうち疑義なし件数	目標値		100.0	80.0	80.0	件						
	式・定義	地域米穀事業者を巡回調査した際の疑義なし件数	取組目標値											
			実績値	158.0	115.0	101.0		達成率	-	-	%			
2	指標名	農産物検査法巡回立入調査のうち疑義なし件数	目標値		11.0	10.0	9.0	10.0	件					
	式・定義	地域登録検査機関を巡回立入調査した際の疑義なし件数	取組目標値											
			実績値	0.0	11.0	10.0			達成率	-	100.0	100.0	-	-

3. 事業費

	前年度実績	今年度計画
事業費(b) (千円)	2,619	2,778
うち一般財源 (千円)	2,609	2,768

4. 改善策の実施状況

前年度の課題を踏まえた改善策の実施状況	③改善策を検討中
---------------------	----------

5. 評価時点での現状 (客観的事実・データなどに基づいた現状)

・平成29年度における米トレーサビリティ法に係る県が調査を行う対象は、全体1,199業者のうち652業者である。
 ・平成29年度における農産物検査法に係る県が調査を行う対象は、地域登録検査機関の13機関であるが、このうちJAしまねは、実際には各地区本部で農産物検査が行われ、その地区本部数は11であり、実質的にはJAしまねは12機関(本所1、地区本部11)が調査対象となる。

6. 成果があったこと (改善されたこと)

・米トレーサビリティ法施行から6年以上経過し、巡回調査を実施した事業者の6割(101(疑義なし)/(227(調査件数)-40(廃業)-20(対象外))以上で法令に基づいた取引記録の作成・保存、産地情報の伝達が行われるようになり、米の流通、消費の安全・安心に寄与した。

7. まだ残っている課題 (現状の何をどのように変更する必要があるのか)

①困っている「状況」

・依然として米トレーサビリティ制度の周知不足や必要性についての理解不足がある。

②困っている状況が発生している「原因」

・米トレーサビリティ法施行時には法の周知・啓発が行われ、法令に基づいた取引記録の作成・保存、産地情報の伝達も実施されていたが、法施行から6年以上経過し、新規事業者も増えていることから、事業者への米トレーサビリティ法の周知や必要性の説明が不十分である。

③原因を解消するための「課題」

・新規事業者等への米トレーサビリティ法の周知、既存事業者への制度の理解促進について、より効果的な手段、方法を検討する必要がある。

8. 今後の方向性 (課題にどのような方向性で取り組むのかの考え方)

・米トレーサビリティ法に係る事業者等へ引き続き巡回調査を実施し、制度の必要性や事業者が遵守すべき事項を周知を周知し、制度への理解を促す。
 ・米トレーサビリティ法について、制度の必要性を事業者等に理解いただけるような広報活動の手法について、国と協議する。
 ※農産物検査法に係る地域登録検査機関を対象とした事務及び監視について、継続して実施する。